

議案第196号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正による低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請の対象とする範囲の変更等に伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第7 1の項金額の欄(2)中「住戸の部分」を「住宅部分（住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。）」に改め、「場合」の次に「((4)に掲げる場合を除く。）」を加え、「次に掲げる認定に係る住戸の数の区分に応じ、それぞれ」を削り、「金額」の次に「の合計額」を加え、同欄(2)ア及びイを次のように改める。

ア 次に掲げる認定に係る住戸の数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 1戸のもの 35,000円（事前審査済計画については、5,000円）
- (イ) 2戸以上5戸以下のもの 71,000円（事前審査済計画については、9,000円）
- (ウ) 6戸以上10戸以下のもの 100,000円（事前審査済計画については、16,000円）
- (エ) 11戸以上25戸以下のもの 141,000円（事前審査済計画については、28,000円）
- (オ) 26戸以上50戸以下のもの 203,000円（事前審査済計画については、47,000円）
- (カ) 51戸以上100戸以下のもの 292,000円（事前審査済計画については、85,000円）
- (キ) 101戸以上200戸以下のもの 397,000円（事前審査済計画については、136,000円）
- (ク) 201戸以上300戸以下のもの 522,000円（事前審査済計画については、174,000円）
- (ケ) 301戸以上のもの 611,000円（事前審査済計画については、185,000円）

イ 次に掲げる認定に係る住宅の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に

定める金額

- (ア) 300平方メートル以内のもの 112,000円（事前審査済計画については、9,000円）
- (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 185,000円（事前審査済計画については、28,000円）
- (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 289,000円（事前審査済計画については、84,000円）
- (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 373,000円（事前審査済計画については、133,000円）
- (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 451,000円（事前審査済計画については、174,000円）
- (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 527,000円（事前審査済計画については、218,000円）

別表第7 1の項金額の欄(2)ウからケまでを削り、同欄(3)及び(4)を次のように改める。

- (3) 非住宅建築物（非住宅部分（住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。）のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。）又は複合建築物の非住宅部分を対象とする認定の場合（(4)に掲げる場合を除く。）

次に掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（非住宅部分に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置の評価（以下この表において「外皮性能評価」という。）を要しない場合にあっては、(2)イ(ア)から(カ)までに定める金額）

- ア 300平方メートル以内のもの 247,000円（事前審査済計画については、9,000円）
- イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 395,000円（事前審査済計画については、28,000円）
- ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 563,000円（事前審査済計画については、84,000円）
- エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 692,000円（事前審査済計画については、133,000円）
- オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 821,000円（事前審査済計画については、174,000円）

カ 25,000平方メートルを超えるもの 939,000円（事前審査済計画については、218,000円）

(4) 複合建築物の全体を対象とする認定の場合

(2)ア(ア)から(ケ)までに掲げる認定に係る住戸の数の区分に応じ、それぞれに定める金額、(2)イ(ア)から(カ)までに掲げる認定に係る住宅の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額及び(3)アから(カ)までに掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額（外皮性能評価を要しない場合にあつては、(2)イ(ア)から(カ)までに定める金額）の合計額

別表第7 2の項金額の欄(2)中「住戸の部分」を「住宅部分」に改め、「場合」の次に「((4)に掲げる場合を除く。)」を加え、「1の項(2)アから(ケ)まで」を「1の項(2)ア(ア)から(カ)まで」に改め、「の金額」の次に「と同項(2)イ(ア)から(カ)までに掲げる変更の認定に係る住宅の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額との合計額」を加え、同欄(3)及び(4)を次のように改める。

(3) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分を対象とする変更の認定の場合（(4)に掲げる場合を除く。）

1の項(3)アから(カ)までに掲げる変更の認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額（外皮性能評価を要しない場合にあつては、同項(2)イ(ア)から(カ)までに定める金額）の2分の1の金額

(4) 複合建築物の全体を対象とする変更の認定の場合

1の項(2)ア(ア)から(ケ)までに掲げる変更の認定に係る住戸の数の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額、同項(2)イ(ア)から(カ)までに掲げる変更の認定に係る住宅の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額及び同項(3)アから(カ)までに掲げる変更の認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額（外皮性能評価を要しない場合にあつては、同項(2)イ(ア)から(カ)までに定める金額）の2分の1の金額の合計額

別表第7備考を次のように改める。

備考 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出がある場合の手数料の金額は、この表に規定する手数料の金額に、当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ別表第1 1の項に規定する手数料の金額、同表2の項に規定する手数料の金額及び同表3の項に規定する手数料の金額を加えて得た

額とする。

別表第10 4の項金額の欄(2)中「の住戸の部分」を「の住宅部分（住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。）」に改め、「場合」の次に「((4)に掲げる場合を除く。）」を加え、「係る住戸の部分」を「係る住宅部分」に改め、同欄(3)を削り、同欄(4)アからカまで以外の部分を次のように改め、同欄(4)を同欄(3)とする。

非住宅建築物（非住宅部分のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。）又は複合建築物の非住宅部分を対象とする認定の場合（(4)に掲げる場合を除く。）

次に掲げる認定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

別表第10 4の項金額の欄(5)を削り、同欄(6)中「（当該認定と併せて住戸の部分又は非住宅部分を対象とする認定の場合を含む。）」を削り、「住戸の部分及び住宅の共用部分（以下「住宅部分」という。）」を「住宅部分」に、「(4)アからカまで」を「(3)アからカまで」に、「対象面積」を「非住宅部分の床面積」に改め、同欄(6)を同欄(4)とし、同欄(7)中「(1)から(6)まで」を「(1)から(4)まで」に改め、同欄(7)を同欄(5)とし、同表5の項金額の欄(2)中「住戸の部分」を「住宅部分」に改め、「場合」の次に「((4)に掲げる場合を除く。）」を加え、同欄(3)を削り、同欄(4)中「非住宅部分を有する建築物の当該」を「非住宅建築物又は複合建築物の」に、「非住宅建築物の全体を対象とする変更の認定の場合を含む」を「(4)に掲げる場合を除く」に、「4の項(4)アからカまで」を「4の項(3)アからカまで」に、「対象面積」を「非住宅部分の床面積」に改め、同欄(4)を同欄(3)とし、同欄(5)を削り、同欄(6)中「（当該認定と併せて住戸の部分又は非住宅部分を対象とする変更の認定の場合を含む。）」を削り、「同項(4)アからカまで」を「同項(3)アからカまで」に、「対象面積」を「非住宅部分の床面積」に改め、同欄(6)を同欄(4)とし、同欄(7)ア中「(1)から(6)まで」を「(1)から(4)まで」に改め、同欄(7)イ中「4の項(1)から(6)まで」を「4の項(1)から(4)まで」に改め、同欄(7)を同欄(5)とし、同表備考第2項中「4の項(3)及び(6)、5の項(3)及び(6)」を「4の項(2)及び(4)、5の項(2)及び(4)」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和4年10月1日（以下「基準日」という。）前に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けている低炭素建築物新築等計画又は基準日前における同法第53条第1項の規定による認定の申請に基づき基準日以後に同法第54条第1項の認定を受ける低炭素建築物新築等計画に係る低炭素建築物に関する変更認定申請手数料については、なお従前の例による。
- 3 基準日前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画又は基準日前における同法第34条第1項の規定による認定の申請に基づき基準日以後に同法第35条第1項の認定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画に係るエネルギー消費性能の向上のための建築物に関する変更認定申請手数料については、なお従前の例による。